

令和8年3月25日

東大阪市行政管理部人事課

職員の懲戒処分関係資料

1 被処分者

都市魅力産業スポーツ部 室長（部次長級）（53歳）

2 処分日

令和8年3月25日

3 処分の程度

免職

4 概要

被処分者は、令和7年11月15日、出張先に向かう路上で、自転車に乗りながら10代及び20代の女性2名に対して胸を触るわいせつ行為を行い、令和8年2月25日、警察に任意同行を求められ、その事実を認めている。このことは、全体の奉仕者として、また法を遵守し、高い倫理意識を求められる公務員としてあるまじき行為であり、その行為による影響は大きく、東大阪市職員としてその職の信用を傷つけ、職全体の不名誉となる行為であり地方公務員法第33条に規定する信用失墜行為の禁止に違反するため、地方公務員法第29条第1項第1号及び第3号に該当する。